

令和7年4月2日

保護者様

船橋市立若松小学校
校長 土屋 達彦

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について(ご案内)

船橋市教育委員会は独立行政法人日本スポーツ振興センターと契約し、船橋市立小・中学校及び特別支援学校の学校管理下で起きた児童生徒の災害について、災害共済給付を受けられるようにしています。

災害共済給付制度の保証内容

災害共済給付制度の給付対象となる災害及び給付額は以下のとおりです。

種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上 (医療機関等の窓口における自己負担額が 1,500 円以上)のもの	医療費 ・保険診療の自己負担分(医療費総額の 3 割)に医療費総額の 1 割を加算した額(医療費総額の 4 割) ※ 高額療養費に該当する場合は、給付額が上記のとおりにならない場合があります。 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上(自己負担額 1,500 円以上)のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食、ガス等による中毒・熱中症・溺水(できすい) ・異物の嚥下(えんか)又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 [通学中の災害の場合 2,000 万円～44 万円]
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円 [通学中の場合 1,500 万円]
	運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000 万円 [通学中の場合 1,500 万円]
	運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500 万円 [通学中の場合も同額]

- 申請から給付まで、学校と教育委員会が日本スポーツ振興センターとの間に入り、申請方法等のサポートも可能なため、安心して申請いただけます。
- 子ども医療費助成制度の対象から外れていても、災害当時に災害共済給付制度に加入していれば、**初診から最大で 10 年間給付**を受けることができます。

保険料(共済掛金保護者負担金)

災害共済給付制度に加入いただくと、共済掛金が発生しますが、その一部は船橋市において負担いたします。また、生活保護や就学援助の認定を受けている場合は保護者負担金が免除となります。

保護者負担金のお支払いは 9 月 30 日(土日祝日の場合は翌営業日)までに納付書でお支払いいただくか口座振替にてお支払いいただきます。*共済掛金額と保護者負担金額の差額分を市が負担します

学校種別	共済掛金額(年額)	保護者負担金額(年額)
小・中学校(特別支援学校の小・中学部含む)	920円	460円
特別支援学校の高等部	2,150円	1,290円

加入される方

現在未加入の方で加入を希望される方・・・4月11日(金)までに船橋市オンライン申請・届出サービス※からお手続きください。(右二次元バーコードからおすすみください)

現在加入されている方・・・船橋市立小・中・特別支援学校に在学する間は継続加入であるため、加入手続きの必要はありません。



↑加入手続きは
こちらから

解約したい方

災害共済給付制度への加入をやめたい場合は取り下げ手続きが必要です。

加入をやめたい年度の4月末日までに船橋市オンライン申請・届出サービス※から加入取り下げ手続きを行ってください。(右二次元バーコードからおすすみください)



↑加入取り下げは
こちらから

※オンライン申請・届出サービスをご利用されない場合

加入手続きもしくは加入取り下げに係る申請書を学校で配付しているほか、下記ホームページに掲載しています。申請書に必要事項を記載の上、学校に提出してください。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/bousai/002/04/p087597.html>

その他、災害共済給付制度に係る注意事項

- **学校管理下でケガ等をして治療を受ける場合、「船橋市子ども医療費助成受給券」又は「船橋市ひとり親家庭等医療費助成受給券」は使用せずに、健康保険証を提示して受診してください。**災害共済給付を受けられない場合は上記方法で受診後、子育て給付課へ償還払いの申請を行うことで、助成を受けることが可能です。助成制度に関することは、子育て給付課(TEL:047-436-2316)までお問い合わせください。
- 医療費の申請の時効は、病院で診療を受けた月から 2年間です。時効間近で学校にご提出された場合、申請の準備等で間に合わなくなる可能性もありますので、書類の準備が整った時点で早めに学校に申請してください。
- 医療費が給付されるまで、申請から2～3か月程度の期間がかかることをご了承ください。
- 医療費の給付は、教育委員会保健体育課から保護者にご指定いただいた口座へ振り込みます。振込日が決まりましたら学校からご家庭へお知らせします。
- その他、災害共済給付制度の詳細については船橋市ホームページでも紹介しています。



↑制度に関する市の
HPはこちらから

<災害共済給付制度に関する問い合わせ>

船橋市教育委員会 保健体育課

児童・生徒防犯安全対策室

電話:047-436-2876

E-mail:jidoseito@city.funabashi.lg.jp